東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例

（令和５年２月28日
条例第１号）

改正　令和７年３月１日条例第１号

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し、法令に別段の定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

２　前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）において使用する用語の例による。

（個人情報ファイル簿の記載事項）

第３条　個人情報ファイル簿には、法第７５条第１項に規定するもののほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（開示請求の手続）

第４条　開示請求書には、法第７７条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（手数料等）

第５条　法第８９条第２項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

２　法第８７条第１項の規定により保有個人情報の開示を写しの交付により行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置）

第６条　実施機関は、本人の委任による代理人により、法第７６条第２項の規定による開示請求、法第９０条第２項の規定による訂正請求又は法第９８条第２項の規定による利用停止請求があった場合において、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、本人の意思を確認することができる。

（審査会への諮問）

第７条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会条例（令和５年条例第２号）第１条に規定する東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

（１）この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

（２）法第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

（３）前２号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（運用状況の公表）

第８条　管理者は、毎年１回、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を公表しなければならない。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の廃止）

２　東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護条例（平成１９年条例第３号）は、廃止する。

（経過措置）

３　次の各号に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第１０条第４項又は第１１条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第２条第１号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（１）　この条例の施行前において旧条例第２条第２号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）から旧条例第１０条第１項の委託を受けた事務に従事していた者

（２）　この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報を取り扱っていた者

４　この条例の施行前において旧条例第１２条第１項若しくは第２項（旧条例第２０条第２項、第２３条第２項及び第２５条第２項において準用する場合を含む。）、第２０条第１項、第２３条第１項又は第２５条第１項の規定による請求がされた場合における自己に関する個人情報の開示、訂正、削除及び中止については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第２７条第１項及び東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会条例（令和５年条例第２号）附則第２項の規定による廃止前の東総地区広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例第８条中「審査会」とあるのは「東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会条例（令和５年条例第２号）第１条に規定する東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会」とする。

５　次の各号に掲げる者が、正当な理由なく、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第３２条に規定する行政個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。

（１）　この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

（２）　附則第３項第１号に掲げる者

６　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（旧条例第２条第３号の公文書に記録されているものに限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

７　この条例の施行前において旧実施機関から旧条例第１０条第１項の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は旧実施機関から旧条例第１０条第１項の委託を受けた法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であった者が、当該委託を受けた法人又は人の業務に関して前２項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該委託を受けた法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

８　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和７年３月１日条例第１号）

この条例は、令和７年６月１日から施行する。